

---

**監 査 委 員**

---

**3年監査公表第2号**

令和元年度に執行した監査の結果（令和2年1月24日から令和2年3月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年2月12日

京都府監査委員	井 上	重 典
同	岡 本	和 徳
同	森	敏 行
同	小 林	裕 明

**1 定 期 監 査**

監査の結果

**【部局別】**

農林水産部

- (1) 農林水産技術センター（監査実施年月日：令和2年1月22日・3月13日）

（指摘）

工事に際して工事関係図書等必要不可欠な書類を未徴取

（措置の内容）

監査終了後、直ちに工事業者から工事写真、完成図面等、必要不可欠な工事完成図書を受理した。また、工事を発注する際には、所属内で担当者と主任研究員（総括）等のダブルチェックを行うとともに、本庁所管課等とも相談の上、施工管理を行うこととし、再発防止を徹底した。

- (2) 京都林務事務所（監査実施年月日：令和2年2月6日・7日）

（指摘）

森林被害調査委託契約において成果物に多数の誤りがあり、履行確認が不十分

（措置の内容）

監査終了後、直ちに契約相手方に対し成果物の適正化を指導し、適切に修正された調査報告書の提出を受けるとともに、所内会議において指摘事項を全職員に周知し、適正な履行確認の徹底を指示した。今後は、履行確認時における複数体制での組織的チェックを徹

底することで再発防止を図っていくこととした。

## 2 財政的援助団体等監査

### 監査の結果

- (1) 京都府立洛西浄化センター公園管理協会（監査実施年月日：令和元年10月23日・令和2年2月6日）

#### （指摘）

決算について、総会の承認を受けていない

#### （措置の内容）

今回の監査結果を踏まえ、京都府立洛西浄化センター公園管理協会に対し、令和2年3月25日開催の総会において、決算の承認は総会の議決事項であることを改めて確認させるとともに、令和元年度以降の決算については、総会での審議、承認を受けることを徹底した。

なお、令和2年5月20日付けで書面開催された総会において、令和元年度決算の承認を受けるとともに、平成29年度及び平成30年度の決算についても追認を受けたことを確認した。

#### （指摘）

財務諸表の一部未作成等、会計処理が団体の会計規約に反し不適切

#### （措置の内容）

今回の監査結果を踏まえ、京都府立洛西浄化センター公園管理協会令和元年度決算について、適切な財務諸表の作成を確認した。

また、日々の会計処理に関しては、複式簿記等の研修参加など公益法人会計に関する知識の研鑽に努めるとともに、会計システム等も活用し適切な事務処理を行うよう指導した。

さらに、所管課である水環境対策課が、定期的に経理状況の検査を行うこととした。

- (2) 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター（監査実施年月日：令和2年2月3日）

#### （指摘）

団体所有の基金の一部を、京都府知事の承認等必要な手続を経ずに処分し事業に充当

#### （措置の内容）

生活衛生営業振興事業資産に係る運営要領に定める企画運営委員会への諮問と知事への承認手続がなされていないという今回の指摘を踏まえ、公益財団法人京都府生活衛生営業指導センターにおいて、当該資産を活用した事業実施に係る意見を聴取するため、企画運営委員会各委員に対し、個別に今回の指摘事案について説明を行い、資産活用の内容について了承を得たことを確認した。

また、当該団体に対して、今後、運営要領に基づく手続きを怠ることがないように理事長をはじめ役員に対し、制度の重要性を再認識するよう制度周知を図らせるとともに、当該資産の取崩し、活用の手順と経過を記録できるチェック

リストを作成させ、引継ぎを行わせていくことでセンター内のチェック機能が働くよう、再発防止の徹底を図った。